

防 災 ダ ム 事 業

1. 趣旨

台風、豪雨、融雪時の河川の増水等により、農地、農業用施設およびその他の公共施設が被害を受け、かつ、その頻度が大きいため、安定した農業経営を営むことができない地域に対して、洪水被害を防止するために洪水調節用のダムの建設、又は洪水調節機能の賦与・増進のためのため池の嵩上げ等を行う事業であり、洪水被害の発生を未然に防止し、農業生産の維持および農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資することを目的としている。

2. 事業内容

洪水被害を未然に防止するため行う、洪水調整用のダムの新設又は改修等。

防災ダム工事

洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の新設又は改修

防災ため池工事

洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池の改修

地震対策ため池防災工事

耐震性の向上のための農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修

防災ダム等利活用保全施設整備工事

防災ダム等の保全、管理及び利活用上必要な施設の新設又は改修

3. 事業主体等

(1) 事業主体

都道府県または市町村

(2) 採択要件

防災ダム工事

・ 受益面積がおおむね100ha(但し、特例地域にあっては70ha)以上のもの。

防災ため池工事

・ 受益面積がおおむね10ha(但し、特例地域にあっては7ha)以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね5ha(地震関連地域で行われるもの又は、決壊による想定被害額が3,000万円以上のもはかんがい受益面積2ha)以上のもの

・ 総事業費がおおむね3,000万円以上のもの。

地震対策ため池防災工事

・ 受益面積がおおむね7ha以上であり、かつ、かんがい受益面積がおおむね2ha以上のもの

・ 総事業費がおおむね800万円以上のもの。

防災ダム等利活用保全施設整備工事

・ 又は の工事と併せて行うもの。

4. 基本補助率（内地）

防災ダム工事

55%

防災ため池工事

大規模：55% 小規模：50%

地震対策ため池防災工事

大規模：55% 小規模：50%

防災ダム等利活用保全施設整備工事

50%

5. 平成19年度概算決定額

2,329,000(2,287,000)千円